

取扱区分：「公開」

平成28年第8回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成28年8月10日(水) 午前10時00分～

於：周南市徳山保健センター 健康増進室3

平成28年第8回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成28年8月10日(水) 午前10時00分 ~ 10時41分

2 場 所 周南市徳山保健センター 健康増進室3

3 会議に付した議案

議案第25号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第26号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第27号	農地転用事業計画変更申請承認について	1件
議案第28号	農地法第3条第2項第5号の規定による 別段面積について	1件
報告第40号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	3件
報告第41号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	25件
報告第42号	非農地証明について	7件
報告第43号	農地の転用の制限の例外による届出について	1件
報告第44号	水田埋め立てによる農地改良届出について	1件

4 出席委員

第1番	長谷川 和美 君	第2番	杉 村 龍 男 君
第3番	藤 井 和 典 君	第4番	梅 田 洋 治 君
第5番	椎 木 人 志 君	第6番	大 江 静 人 君
第7番	弘 中 壽 君	第8番	江 波 一 男 君
第9番	田 中 榮 作 君	第10番	野 村 一 男 君

第11番	藤井孝君	第12番	笠井保雄君
第13番	松岡清治君	第14番	藤井澄子君
第15番	大田幹代君	第16番	歳光時正君
第17番	杉村洋治君	第18番	藤井允雄君
第19番	福田栄司君	第20番	山崎弘子君
第21番	林定子君	第22番	村木実君
第23番	松田孝行君	第24番	山崎光夫君
第25番	水井規雅君	第26番	秋貞啓子君
第27番	白石純治君	第28番	有馬俊雅君
第30番	高橋恵君		
第31番	岩田学君 (職務代理者)		
第32番	西田孝美君 (会長)		

5 欠席委員

第29番 小林一雄君

6 関係人

なし

7 事務局職員

局長	茅原道夫	次長	藤井豊
次長補佐	吉原浩子	書記	桐山昌栄

事務局長

皆さん、おはようございます。

総会に先立ちまして、6月16日から7月末まで病気で、入院されておられました●● ●委員さんよりご挨拶がございますので、少し時間をいただきたいと思います。

【第●●番 ●● ●委員 挨拶】

ありがとうございました。

次に、総会に入る前に携帯電話につきましては、確認の方をよろしく願いいたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は32名中31名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第29番 小林 一雄 委員の1名でございまして周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

それでは、議長お願いいたします。

開会（午前10時00分 ～ ）

議長

それでは只今より、平成28年第8回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第7番、弘中 壽委員さん、第20番、山崎 弘子委員さんのご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第25号を議題といたします。

なお、1番及び2番についてですが、譲受人が同一で土地の所在もほぼ隣接しておりますので一括して事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の1ページをお願いいたします。議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による許可申請は、1議案3件でございます。

まず、1番及び2番については、譲受人が同一で、土地の所在もほぼ隣接しておりますので、一括してご説明いたします。申請地は●●地区の大字●●字●●に所在する農地の田、3筆の4,478平方メートル、畑、3筆の781平方メートル、合計6筆の5,259平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、1番、2番とも譲渡人は、遠方で不便なため耕作できないことから譲り渡すとされ、譲受人は、自宅のすぐそばにあり、耕作管理に便利な事から今回、譲り受けられるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する状況、通作距離等からみても、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、申請人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は55アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転で、自ら耕作されるので転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、田については畑として、畑についてはそのまま継続して耕作されるとのことであり、今回の権利移動により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第7番

7番の●●です。議案第25号の農地法第3条申請につきまして、1番、2番につきまして、8月5日に譲受人に現地で立会いし、1番、2番の譲渡人とは電話で確認をしました。当案件につきましては、議案通り1番は、田、畑合わせて4筆の5,041平方メートル、2番については、2筆の218平方メートルの畑となっております。この農地におきましては過去において譲受人が利用権設定において耕作しておりましたが、ここ数年前にこれを解約し、現在これらの農地は耕作放棄地となっております、この度、3条申請となったものであります。譲受人につきましては、農地については水稲及び野菜等多様な作物を作っていくとのことですので、労力及び営農機器等も完備しており十分な営農活動が行われるものと判断されます。そのようなことから問題ないと思われまますのでご審議をよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

只今の1番及び2番の案件につきまして、一括して質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第25号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

次に、議案第25号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第28番

第28番の●●です。第3番について、去る、8月1日、譲受人と現地で確認しましたので報告します。なお、譲渡人はお二人とも遠隔地に居住されているので電話で確認しました。内容は、事務局の説明とほぼ同じで、譲渡人は遠隔地に居住しており従前より売買を希望していたとのこと。譲受人は申請地の隣で現在耕作しており、規模拡大及び隣接地という利便性を考慮し購入するとのことでした。申請地は2筆あり、雑草が繁茂している状況でした。譲受人は現在申請地の隣で花卉を栽培されており、購入される農地も同様に花卉や野菜等を栽培するとのことでした。高齢ではありますが、農機具等も整備されており、今後、積極的に農業に取り組んでおられるので特に問題ないと思います。以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第25号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第26号を議題とします。事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

議案書の2ページをお願いいたします。議案第26号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。今月の農地法第5条の規定による許可申請は1議案2件でございます。それでは1番についてご説明いたします。

申請人は、●●市大字●●に在住する会社員の方でございます。

太陽光発電事業を事業拡大するために、申請地を購入し、発電出力29.5キロワットの太陽光パネル237.00平方メートル、パネル数165枚を設置するものでございます。

申請地は、日照や送電網設備などの条件も良いことから、太陽光発電施設の設置に適した場所であり、また、譲渡人は高齢でもあることから所有する農地の耕作維持が困難であるため今回の申請となったものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●総合支所から南南東に約1キロメートルのところに位置しております。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、●●市大字●●字●●●●394番4、地目は田、地積は792平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図、土地利用計画図を表示)

まず、こちらが、分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準についてご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、おおむね300メートル以内に高速自動車国道等の出入り口がある第3種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されておまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われれます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、受給最大電力50キロワット未満のため、該当ありません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており問題なしと判断されます。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第15番

15番の●●です。議案第26号農地法第5条の規定による許可申請、番号1についてご説明します。昨日8月9日に譲渡人に話を聞きました。内容は事務局からの説明のとおりです。譲渡人は、ご主人が亡くなられ高齢でもあり農地を管理耕作することが困難であるため、10年以上耕作していない状態で、農業後継者もいないので困っておられました。譲受人からの「太陽光発電事業を事業拡大するのに適した面積、採算性のとれる地価の用地を探していたところ、申請地は南向きで平坦であり設置、維持管理にも容易な立地にあるので売買を申込みたい」という申出により、農地を有効利用するために売却したいとのことでした。申請地は、譲渡人の自宅近くにあり、何も定植、栽培されてはおりません。写真にありましたように草が少し伸びた状態です。隣接する土地は、今年1月に太陽光発電の利用を農業委員会にて、ご審議いただいた土地があります。譲受人は、個人で●●市において太陽光発電設備を設置し売電事業システムを稼働されています。以上です。農地法第5条の規定による許可申請について問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第26号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、2番について事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長

農地法第5条の規定による許可申請についての2番についてご説明いたします。

申請人は、●●に在住されている会社員の方です。高齢となった親の面倒を見る必要があるため、実家に近い申請地を父から使用貸借し、自己用住宅を建築するものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●総合支所から南東に約2.6キロメートルのところに位置しており、●●小学校のほぼ隣に位置しております。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、●●市大字●●●字●●1226番、地目は田、地積は305平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図、土地利用計画図、平面図、立面図を表示)

まず、こちらが、分間図でございます。

続きまして、こちらが土地利用計画図でございます。

続きまして、平面図でございます。こちらが立面図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後にこちらが、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準についてご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、良好な営農条件を備えている第1種農地に該当いたします。

許可方針につきましては、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上または、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもので規則第33条第4号に該当します。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されておまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、該当ありません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておまして、汚水については公共下水道に排出されます。また、雨水につきましては、農業用排水路への排出でございます。なお、放流先が農業用排水路でありますので、取水者、農事組合法人・●●農業構造改善組合の組合長の方に説明しております。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第17番

17番の●●です。議案第26号農地法第5条による許可申請、番号2について説明します。去る8月5日に譲渡人は遠隔地ですので電話で意思確認し譲受人とは勤務の都合でお会いできませんでしたが、譲受人の母親と祖父に現地で会って調査をしましたのでその結果をご報告いたします。申請地は、譲渡人の親が耕作しておりましたが、両親が高齢になってその後、●●法人が耕作しておりました。しかし面積が小さいことと用水確保が難しいという

理由で耕作を止めて既に7、8年が経過しています。その後、荒廃地となっておりましたが、隣接している土地の所有者が草刈り等をして管理して現在に至っております。次に、譲受人ですが、現在、アパートに住んでおり家族も増えたことから自己用住宅を新築するための土地を探しておりましたが、母親や祖母の家に近いことから、所有者が遠隔地で生活して帰郷する見込みがないことから、今回所有権移転されるものでございます。周囲に及ぼす影響もありませんし、汚水は公共下水へ雨水は農業用排水路に流すことになっております。これについては、農業用水路の管理者に了解を得ております。その他調査項目に照らし合わせて見ても、また、資金調達等の計画も問題ないと考えております。以上、ご報告いたします。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第26号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第27号を議題といたします。事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

それでは、議案書の3ページをお開きください。議案第27号「農地転用事業計画変更申請承認について」を、ご説明いたします。

今回の事業計画の変更につきましては、平成27年6月29日付で農地法第4条第1項の規定により、自己用住宅を建設する目的で許可を受けたものですが、許可期間の平成28年6月28日までに完了できなかったことから、

今回、平成29年6月28日までの期間延長の申請書が提出されたものでございます。

また、予定期間内に完了できなかった理由でございますが、ご家族の諸事情並びに建築内容の変更によるものです。

建築内容の変更につきましては、当初2階建てで計画されておりましたが、変更後は、平屋建てに変更され、計画の所要面積も4.2平方メートルの増となっております。

なお、現在の進捗状況でございますが、埋め立て造成工事は完了しており進捗率としましては15パーセント程度と思われま。

申請地は、●●支所から南に約700メートル、県道●●●線の西側に位置しております。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、●●市大字●●字●●●387番1、地目は畑、地積は430平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図、土地利用計画図、平面図、立面図を表示)

まず、こちらが、分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございます。

こちらが、平面図でございます。

続きまして、こちらが立面図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の現況写真でございます。

以上でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第16番

16番の●●です。議案第27号農地転用事業計画変更申請承認について説明します。8月4日に●●●●及び私で現地を再確認に行きました。昨年6月の委員会で承認いただいた件につき、今回変更申請を行うことになりま

した。内容としましては、工事の期間を平成28年6月28日までを、平成29年6月28日、1年間延長、また、2階建て及び車庫を平屋建て及び車庫に変更するものです。変更の理由としましては、同居していた祖母が長く危篤状態が続き9月末に亡くなりました。その後、工事に入る予定でしたが、10月中旬より●が●●するため工事の中断が行政によりやむなくなされ、造成は済んでおりますが、工事が出来なくなったため先程申しましたように計画変更を含め行ったため現在に至っております。調査項目によって調査を行いましたが無問題なと思われまますのでよろしくご審議をお願いし、報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

只今の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第27号につきまして、採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第27号は承認することと決定いたします。

続きまして、議案第28号を議題といたします。事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

議案第28号 「農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積について」をご説明いたします。

議案書の4ページをお願いいたします。併せてお手元の別紙1の「農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定について」もご覧ください。

まず、農地の権利取得の下限面積要件の特例といたしましては、別紙1の5ページをお開きください。

農地法では、農地に係る権利の取得をする場合、北海道は2ヘクタール、

都道府県は50アールに達しない場合は、取得できないと規定されております。

しかしながら、農林水産省令に定める基準に従い、例外的に農業委員会において、この範囲内で別段の面積を定めることができるものとされており、今回お諮りをしているものでございます。

この制度は、農業の担い手が不足し、遊休農地が増加していることから設けられたもので、担い手不足を解消し、新規就農者の確保を図るために、下限面積を10アール単位で緩和できるようになっているもので、地域によっては、下限面積が障害となり、新規就農が非常に難しくなっていることもあるということで設けられたものです。

関連して、4ページをご覧ください。

山口県内における別段面積の設定状況の一覧でございます。

それでは、1ページに戻っていただきご覧ください。

現在、●●市では、別段面積を大津島・大島・杵島地区が20アール、その他の地区が30アールと定めておりますが、この下限面積については、毎年この8月の総会で、面積の設定または、修正の必要性をご審議いただき、結果と理由を公表することとなっております。

提案につきましては、地区及び面積ともに現行のままとしたいとしております。その理由といたしまして、2ページの30アール地区につきましては世帯別の農地保有率が昨年とほぼ同様であるということから、また、3ページの20アール地区につきましても、昨年と数値にほとんど変動がないということです。なお、かっこ書きが前年です。このようなことから農地の効率的利用の確保という観点も含め見直しを必要としないと判断いたしました。以上が理由でございます。なお、幹事会ではご承認をいただいております。

皆様のご審議をいただきますようお願いいたします。

説明が終わりました。それでは質疑を行ないます。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

議長

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第28号につきまして、採決を行います。

農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積につきましては、現行のとおりとし、変更しないことに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、別段面積は変更しないことと決定いたします。

以上で、審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

それでは、報告第40号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の5ページをお願いいたします。報告第40号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は3件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第40号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので以上で報告第40号を終わります。

続きまして、報告第41号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の6ページから10ページをお願いいたします。報告第41号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農

地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は25件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第41号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので以上で報告第41号を終わります。

続きまして、報告第42号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の11ページをお願いいたします。報告第42号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。今回は7件ございました。内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第42号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので以上で報告第42号を終わります。

続きまして、報告第43号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の12ページをお願いいたします。報告第43号「農地の転用の制限の例外による届出について」を、ご説明いたします。

自己所有の農地を農業用道路等に転用する場合は、面積の制限はなく、農地法第4条の農地の転用の制限の例外として、農地法施行規則第32条第1号に規定され、農業委員会に文書を提出することで、許可を要しないとされているものでございます。

今回の届出1件は、これに該当し、添付書類も含め完備しておりましたので、農地法第4条の農地の転用の制限の例外として、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第43号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので以上で報告第43号を終わります。

続きまして、報告第44号につきまして、事務局より報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の13ページをお願いいたします。報告第44号「水田埋め立てによる農地改良届出について」を、ご説明いたします。

水田埋め立てによる農地改良届出については、議案書のとおり1件でございました。内容については記載のとおりでございます。地区担当農業委員さん共々現地を確認いたしております。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第44号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので以上で報告第44号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成28年第8回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午前10時41分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成28年8月10日

周南市農業委員会

会 長 西田孝美

委 員 弘 中 壽

委 員 山崎弘子